



設計や工事監理の委託契約を結ぶ前に

建築士事務所の登録状況の確認を!!

建築士は、

**建築士事務所の登録を受けずに、
他人の求めに応じ報酬を得て、
設計等の業務をしてはいけません。**

建築士事務所
の開設者は、

**建築士事務所以外の者に
設計又は工事監理の業務を
再委託してはいけません。**

(注) 延べ面積が300㎡を超えるすべての建築物の新築工事に係る設計又は
工事監理の業務については、一括して他の建築士事務所の開設者へ
再委託することはできません。

建築士事務所の登録状況は、

建築士事務所の登録簿を閲覧することで確認できます

神奈川県知事登録の建築士事務所の登録簿の閲覧窓口

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会

〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2F

電話：045-228-0755

ホームページ：<http://www.j-kana.or.jp/>

他都道府県知事登録の建築士事務所の登録簿の閲覧は、
各都道府県の建築士法担当窓口にご確認ください。

建築士事務所の登録状況に関する神奈川県からのお知らせ

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f500268/>

問い合わせ先：

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課指導監督グループ
電話 045-210-6262